

府中市観光チャレンジ補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、観光が本市を支える産業の一つとなることを目指し、市民、企業及び団体等が取り組む観光商品開発を育成・支援し、観光地の快適な受入環境や推進体制を整備することを目的として、予算の範囲内において府中市観光チャレンジ補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、府中市補助金交付規則（令和4年府中市規則第27号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助事業に要する経費のうち補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金上限額は、別表1に掲げるとおりとする。

2 補助事業の要件は次のとおりとする。

- (1) 本市の観光資源を活用するとともに、市内での宿泊・滞在や飲食、購買その他サービス消費等による観光消費額の増加に寄与するものであること。
- (2) 遅くとも事業完了の翌年度までに、本事業での取組内容が提供されることを目指すものであること。

3 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内で観光に供する事業を実施する事業者及び団体のうち補助事業を行う者とする。

2 前項に定める者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除く。

- (1) 国、県若しくはこれらの外郭団体又は府中商工会議所若しくは上下町商工会等の団体から、同様の事業について補助金等の交付を受けている場合
- (2) 創業支援を受ける場合において、交付申請日に他の法人の代表及び役員職にある場合
- (3) 国、県及び市税を滞納している場合
- (4) その他市長が適切でないと判断する事業を実施しようとする場合

(申請内容変更等の申請)

第4条 府中市補助金交付規則第7条第1項ただし書で規定する軽易な変更については、別表2に掲げるとおりとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

別表1（第2条関係）

区 分	補助事業の内容等
補助事業	(1) 受入環境の整備支援 観光客を受け入れるためのICTの導入、案内看板の設置、施設の改修等に係る費用 (2) 観光業創業支援 宿泊業、飲食業等観光関連事業を創業するために係るチラシ、ホームページ作成等に係る費用 (3) おもてなし事業 おもてなし、ガイド研修会等観光客おもてなしのための取組に係る費用 (4) 観光関連の新商品開発支援 観光客受入のための新たな体験メニュー、観光商品開発に係る費用
補助対象経費	補助事業に要する経費のうち、報償費、役務費、旅費、需用費、委託料、手数料、備品購入費（既存の備品と同等品の買い替えは除く。）、修繕料、その他市長が認める経費
補助率	2/3。ただし、地域の伝統芸能又は文化の承継が図られ、観光振興及び地域振興に特に効果が高いと認められる事業については、10/10
補助金上限額	20万円。ただし、補助率が10/10と認められる事業については、300万円。

別表2（第4条関係）

区 分	軽微な変更の内容
経費の配分の変更	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費全体の20パーセント以内の減少となる変更を行う場合 別表1に掲げる経費区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の20パーセント以内の経費を流用する場合
事業内容の変更	府中市補助金交付規則第4条の規定により提出する事業計画書に記載の内容について、補助事業の目的達成に支障を来すおそれのない範囲で事業計画の細部の変更を行う場合

附 則（令和 2 年府中市告示第 1 4 6 号）

この告示は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年府中市告示第 1 4 1 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に補助金の交付の決定を受けている者については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。